

【令和3年度補正、令和4年度省エネ系補助金について】

R4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金		
(A)先進事業		(C)指定設備導入事業
執行団体	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	
予算額	約253.2億円(執行団体運営費込み)	
補助金限度額	上限	15億円
	下限	100万円
補助対象内経費	設計費、設備費、工事費(廃棄・撤去費用は対象外)	設備費のみ
補助対象内設備	予めSIIに「先進設備」として採択された設備及びシステム	①高効率空調 ②業務用給湯器 ③高性能ボイラ ④低炭素工業炉 ⑤変圧器 ⑥冷凍冷蔵設備 ⑦産業用モータ ⑧調光制御設備 ⑨工作機械 ⑩プラスチック加工機械 ⑪プレス機械 ⑫印刷機械 ⑬ダイカストマシン ⑭産業ヒートポンプ ⑮高効率コージェネレーション
計測装置について	(D)エネマネ事業併用なら補助対象	(D)エネマネ事業併用なら補助対象
補助率(中小企業者等) ※大企業の補助率は()を参照	補助対象経費の2/3以内(1/2以内)	設備種別・性能(能力等)毎に設定する定額の補助
公募期間	5月後半 ~ 6月後半	
交付決定	8月末頃を予定	
補助事業期間	令和5年1月31日まで	
実績報告書の提出	令和5年4月～令和6年3月の報告を令和6年5月31日までに報告	設備導入後に計測開始、最低1週間以上の計測データにて報告
書類の保管について	事業完了後、7年間は保存	
補助金の支払	令和5年3月末まで	
代行申請	施工業者のみ可能	
リース&ESCO利用	可能(共同申請扱い)	
応募要件	直近決算において債務超過でないこと。以下の省エネルギー効果を出せること。 ①省エネ率:30%以上 ②省エネ量:1000kI以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上 ※EMS活用時は+2% 既存設備の更新であること(同種の機能、同程度の能力)	直近決算において債務超過でないこと。 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること
執行団体の現地調査	事業完了後に現調有り ※同一会社で複数事業所を申請している場合はどこか1カ所になる事が多い。	原則無し ※補助金交付額による
補助事業後の既存設備の扱い	撤去	
成果報告書の提出	令和6年5月末 ※データ報告を含めると3年間報告が続きます	令和5年5月末 ※1回で報告完了

R3年度補正 グリーンリカバリー(省略)設備導入支援事業	
診断事業	導入事業(2次)
一般財団法人 環境イノベーション情報機構	
30億円(執行団体運営費込み)	
50万円	5000万円
なし	
診断に要する経費 ※導入事業(2次公募)に必ず応募すること	工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費、事務費、その他必要な経費と機構が承認した経費 ※撤去費等は対象外です。
	下記16分類に属するもの ①空調システム(換気設備含む) ②蒸気システム ③冷却水システム ④圧空システム ⑤照明設備 ⑥受変電・配電設備 ⑦電動機・ポンプ・ファン ⑧工業炉 ⑨冷凍・冷蔵設備 ⑩排水処理設備 ⑪昇降設備 ⑫給湯設備 ⑬発電設備 ⑭水利用設備 ⑮エネルギー管理設備 ⑯その他機構が認めるもの なお、再生可能エネルギー設備も自家消費であれば認められる。
補助対象外(計測は必要)	
ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。	以下の式(A)および式(B)で計算される金額のうち、いずれか低い額となる。
イ 機構が必要と認めた額	(A)[年間CO2削減量] × [法定耐用年数] × [5000円/t-CO2](円) (B)[補助対象経費] × 1/2(円)
ウ アとイを比較して少ない方の額を交付	※1,000円未満切り捨て ※殆ど(A)になります。
※1,000円未満切り捨て	
3/25 ~ 5/6	7/8 ~ 8/5
都度公表、先着順(300件程度)	9月中旬頃を予定
7/29まで	令和5年1月31日まで
事業完了後30日以内、または7/29までに報告	事業完了後30日以内、または2/10までに報告
事業完了後、5年間は保存	
令和5年3月末まで	
代表事業者から委任を受けた第三者の代行申請可	
可能(共同申請扱い)	
①補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。	①補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
②直近2期の決算において連続の債務超過がなく、適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。	②直近2期の決算において連続の債務超過がなく、適切な管理体制及び経理処理能力を有すること。
③補助対象設備の所有者であること。	③補助対象設備の所有者であること。
④2019年度の年間CO2排出量が50t以上3000t未満の事業所を有するものであること。	④2019年度の年間CO2排出量が50t以上3000t未満の事業所を有するものであること。
	⑤CO2排出量の算出数値は、認定機関が事前に診断した「診断結果」に基づく必要がある。
補助事業実施中または完了後に必要に応じ現地における調査等を実施。	
撤去 または 稼働不能状態	
	事業完了翌年度～3年間、4/30までに1年間分の報告 ※計画省CO2をクリアしている場合は特に無し。未達の場合はクレジット購入。

R4年度 SHIFT事業		
計画策定支援事業	設備更新補助事業(1次)	
一般社団法人温室効果ガス審査協会		
37億円(執行団体運営費込み)		
100万円	A:1億円	B:5億円(燃料転換)
なし		
CO2排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定支援に係る委託料等(人件費、業務費、一般管理費)	①本工事費(材料費・労務費・直接経費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費) ②付帯工事費 ③機械器具費 ④測量及試験費 ⑤設備費 ※撤去費等は対象外です。 ※算定報告書の第三者検証費用は、自己負担です。(期間中2回あり)	
業務費等	ア) エネルギー使用設備機器 イ) 燃料・エネルギー供給設備機器 ① 低炭素燃料供給設備および受変電設備 ←Bのみ ② 再生可能エネルギー発電設備 ③ コージェネレーション発電設備 ④ 太陽熱供給設備 ※②～④は100%自家消費であること等が条件 ●補助対象とならない設備機器 家庭用・運輸部門の設備・機器、CO2削減に寄与しないもの 照明、蓄電池、予備・非常用設備 外部へ供給する発電設備、インバータ、BEMS等	
補助対象外(計測は必要)		
補助対象経費の1/2 ※1,000円未満切り捨て	補助対象経費の1/3 ※1,000円未満切り捨て	
4/13 ~ 6/20 ※2次公募に申請する場合は5/20まで	4/13 ~ 5/20	
都度公表、先着順(300件程度)	採択は8月初旬、交付決定は9月下旬を予定	
12/23まで	令和5年2月末まで	
事業完了後30日以内、または令和5年1月21日の早い方	事業完了後30日以内、または当該年度3月10日のいずれか早い日まで	
事業完了後、5年間は保存		
令和5年3月末まで		
-		
可能(共同申請扱い)		
①年間CO2排出量が50トン以上3,000トン未満の工場・事業場であること。 ②令和3年度のSHIFT事業を実施した工場・事業場でないこと。 ③申請時に策定したCO2削減対策を少なくとも一つ以上実施すること。 ④直近2期の決算において連続の債務超過がなく、適切な管理体制及び処理能力を有すること。		
補助事業開始後から完了までの間に協会による現地中間検査を受ける必要有り		
撤去 または 稼働不能状態		
	翌年度4月～2年の報告を毎年報告、6/30まで ※CO2取引有り ※計画省CO2に未達の場合はクレジット購入	